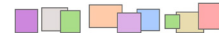


報告 第3回進行協議（大阪高裁）2022年3月4日 国相手の大飯3・4号止めよう裁判

基準地震動に加え、敷地内活断層(F6破碎帯等)、汚染水を争点に進行協議が続く 次回より順次主張、技術説明会実施はその上で判断



（裁判所）「新聞報道で審査ガイドを見直す（ばらつき条項の削除）とあったが、それも含めて主張するのか？」

（国）「改正手続き完了後、その要否も含めて検討する」と形式的に回答

★第4回進行協議 5月27日（金）14:30 / 第5回進行協議 8月29日（月）14:30

国を相手とする大飯3・4号止めよう裁判の控訴審の第3回進行協議が、3月4日14時半より約20分、大阪高裁の会議室で行われた。原告側は弁護団より5人、裁判の会事務局を中心に原告6人、国は9人、関電は16人が出席。今回の進行協議は、各争点に関する技術説明会のスケジュール等を具体化していくために設定された。

裁判所は冒頭、前回（昨年10月）の進行協議以降に提出された準備書面・証拠を確認した。

▽国の提出書面：

- ・第2準備書面・証拠（ばらつき問題、原告適格についての反論 1月31日付）
- ・証拠（ばらつき問題の意見書等 2月7日付）
- ・第3準備書面・証拠（裁判所が出した「事務連絡（第1回）」^{※1}の中の基準地震動評価に関する質問への回答 3月3日付）

▽関電の提出書面：

- ・証拠（裁判所が求めていた大飯原発の敷地・構造物の説明資料 2月28日付）

各書面はこちら→ http://www.jca.apc.org/mihama/oisaiban/oisaiban_gyouso_room.htm

敷地内活断層（F6破碎帯等）については、関電が次回第4回進行協議で書面を提出すると述べ、国は次々回で同書面を出すとした。

◆「質問事項」への国の回答について理解はした。地震動評価はこれで今後進行する」（裁判所）

大阪地裁の一審判決は、地震モーメントの設定で「ばらつき」を考慮せず、国の審査ガイドを満たしていないとして、設置変更許可処分は違法であると判断した。大阪高裁の裁判官は、基準地震動の策定に不備があるかどうかを判断するため、関電の審査内容や国の審査過程を認識することが必要だとして、1月21日に「事務連絡（第1回）」、国への質問事項を出していた。そこでは、「短周期レベル（A）と短周期の地震動レベルとの相違」「中越沖地震を考慮した短周期の地震動レベルを1.5倍する問題」等々が含まれている。

◆裁判所の発言（敷地内活断層等も申請内容と審査を説明するよう求める）

今回の進行協議で裁判所は「事務連絡（第1回）」の趣旨、「質問事項」への国の回答について

^{※1} 2022年1月21日、裁判所は国に「事務連絡（第1回）（基準地震動に関する主張書面提出の促し）」を出した。基準地震動策定に不備があるか判断するために、まず、その策定内容等を認識することが必要だとし、裁判所としての理解「（別紙1）本件申請に係る断層モデルを用いた手法による地震動評価」を示している。その上で、それが正しいか確認するため「（別紙2）質問事項」を出している。

以下のように考えを示した。

- 「事務連絡」「質問事項」は、判決を書くには、まず、基準地震動の策定内容等を知る必要があるために出した。
- 「事務連絡」の「(別紙1) 本件申請に係る断層モデルを用いた手法による地震動評価」は、裁判所が認識している関電の申請内容を簡潔に書いたもの。他の争点も、このようなものを作ってほしいということを伝えるために出したと裁判所は説明した。
- 「質問事項」への国の回答については、理解はしたので、この回答をもって今後進行していきたい。このため、国はこれ以上、基準地震動の申請内容を説明する必要はない。基準地震動の「事務連絡」はこれで基本的に終わり。
- 今後、(別紙1)のように、敷地内活断層評価と汚染水対策についても申請内容と審査について説明してほしい。ぜひ示してほしいのは、敷地内活断層評価と汚染水対策。基準津波評価も可能であれば簡単で構わないので示してほしい。基準地震動以外の争点も、今のところ今後「事務連絡」(質問等)を出す予定はない。
- 原告適格については「〇km 以内」のように具体的に主張するか、それなしでもいいと述べ、国は「検討します」と答えた。

◆国の意向で、争点について当事者の主張を踏まえ、技術説明会実施の要否を検討することに

国は、以下のように、技術説明会(専門家等の説明も含む)は、準備書面を出し終えた後に実施の要否を検討してほしいとの意向を示した。

各争点に関し、申請、審査、処分の内容を説明する準備書面を提出していきたい。スケジュールとしては、次回は関電が敷地内活断層について、申請内容を説明する準備書面を出す。次々回より4期日で、国が、敷地内活断層、基準地震動の審査・処分、汚染水対策、基準津波、制御棒の申請・審査・処分について準備書面を提出する。

これらの期日では、まずは準備書面をしっかりと出していく。技術説明会は、当事者それぞれの主張・立証が終わった後で実施してもらえればよい。国としては、準備書面で、裁判所の問題意識も踏まえ、できる限り分かりやすく説明するので、その上で、技術説明会実施の要否を検討してほしい。

◆裁判所は国の意向を了承し、今後の争点を設定

裁判所は上記の国の意向を了承した。争点として、上述のように、基準津波評価(争点6)と制御棒挿入性(争点4)も取り上げられることになった。前日期日までは、裁判所の提起した3つの事項(基準地震動(争点2、3)、敷地内活断層(争点5)、汚染水(争点7、8))、及び原告適格(争点1)を争点とする進行だった。このことにより、高裁でも一審の全8争点について、国の審査内容を具体的に審理がなされることになった。

国が制御棒で書面を出すと言ったことに対し、裁判所は、原判決は設置許可の審査の対象ではないと判断したため、ごく簡単に主張するのでよいとした。国も制御棒のみで1期日は取らないと述べた。

さらに、裁判所は、新聞報道で基準地震動等の審査ガイドを見直す(ばらつき条項を削除する)とあったが、国はそれも含めて主張するのかと質問した。国は改正手続き完了後、その要否も含めて検討すると、この時点では形式的に回答した。

「ばらつき条項」を削除する基準地震動等審査ガイド改悪に反対し、強く抗議する

<http://www.datsugenpatsu.org/bengodan/news/22-3-7/>

◆国の地震動に関する書面を批判していこう

関電は、次回（5月27日）に敷地内活断層（F6 破碎帯等）の書面を出すと述べた。それを踏まえて国も次々回に敷地内活断層の書面を出すとした。そのため国は、次回（5月）の2ヶ月後では厳しく、約3ヶ月後にしてほしいと述べ、次々回期日は8月29日となった。

原告側も準備書面を準備していると述べた。

国の準備書面では、地震規模 M_0 の算出にあたり、平均滑り量の不確かさは断層面積の不確かさに解消されるとして、「経験式が有するばらつき」を考慮する必要はないとあいかわらず主張している。（地震規模 = 剛性率 × 平均すべり量 × 断層面積）

さらに国の書面では奇妙なことに、関電が規制委に提出して審査にかけられた「短周期の地震動レベル」1.5倍の評価を引用していない。そこでは、地震規模 M_0 の値を変えずに1.5倍を算定しているために、触れるのを意図的に避けているようである。

それに対し原告は、1.5倍については関電の評価手法を認めそれを踏まえている。その上で、「震源パラメータ」の設定で、地震規模 M_0 を平均値ではなくばらつきを考慮するように策定しているのだ（下図参照）。

今後の進行協議に向け、ばらつき問題について国の準備書面に反論していこう。

さらに、次回進行協議で審理される敷地内活断層評価はじめ、地裁で原告の主張が退けられた各争点についても審理が行われる。原告も敷地内活断層や汚染水問題について書面を準備している。

★第4回進行協議 5月27日（金）14:30 / 第5回8月29日（月）14:30

